

障害者差別解消法に基づいた取組を！

2019 障害者差別解消推進通信



障害者差別解消法、改正山梨県障害者幸住条例の施行から4年目を迎えています。

「差別はいけないことだ」と誰もが思っています。しかし、残念ながら、障害を理由とする差別や不平等は様々な場面で起きています。障害者差別に関係する相談件数も増えています。

平成29年度に実施された国の世論調査や県の県民意識調査では、法律や条例の基本理念、障害者差別の解消に向けた取り組みについて、理解が十分に得られているとはいえない状況が見られます。このことから法及び条例の理念の基本的な理解、差別や合理的配慮の事例等の周知・啓発が一層求められています。県民全体の理解と取組への協力が求められています。

障害者差別解消に向けた考え方や取り組みについて、もう一度確認してみましょう！

障害者差別解消法とは？

「障害者差別解消法」は正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。平成25年6月19日に成立し、平成28年4月1日から施行され、3年間経過しています。

この法律は、障害者への差別をなくすことで、

障害のある人もない人も共に幸せに生活できる社会＝「共生社会」の実現を目指しています。

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的扱い」とは …こんな事例はありませんか

私たちは、無意識のうちに不当な差別をしている場合もたくさんあります。不当な差別に該当すると受け止められる事例として、県へ相談・訴えのあった内容を紹介します。

- 車イス使用の身体障害者が入店しようとしたら、従業員から車イスの使用を理由に説明なく入店を断られた。
- 盲導犬を連れてレストランに入ろうとしたら、「犬は迷惑だから」と入店を拒まれた。盲導犬の説明をしたが、従業員から「『ペットはダメ！』が店の方針だから」と入店拒否をされた。また、電話での予約も拒否をされた。
- 聴覚障害者が一人で書類手続きのため、役所の受付で筆談での対応を要望したら、職員から嫌な表情をされ、対応は後回しにされ、待たされた。窓口の来庁者は少なく、説明もなく1時間ほど待たされた。
- 身体障害児用のバギーを利用して電車に乗ろうとしたら、「ベビーカーの電車内での使用は禁止」と言われ、利用を拒否された。駅員の認識不足に対して、障害児用バギーとベビーカーの違いを指摘した。
- 電動車イスで商業施設に入店したら、「一人で車イスの店内利用は、店の規則で禁止」と従業員から言われた。同店舗の従業員規則にある、「車イス利用者には付き添いが必要」を職員が勘違いして、障害者の利用制限と受け止められる発言をしてしまった。(規則は従業員が店内で付添介助を行う必要性を定めたもの)
- 聴覚障害者が市民対象の公開講座に手話通訳者の配置を要望したが、断られ参加できなかった。主催者から予算を理由に断られた。自治体への通訳者派遣要望は、説明理由がはっきりしない状況で断られた。
- アパートの賃貸契約をするとき、障害者手帳を有している事を伝えると賃貸契約を断られた。また、賃貸契約に当たって、障害者であることを理由に保証人の数を通常より多く求められた。
- バスの運転手から身体障害で乗降に時間がかかる様子に対し、「乗せるのは迷惑だな」等の暴言を受けた。
- 福祉関係職員から障害の特性について理解をしてもらえず、合理的配慮の提供を求めても拒否されている。
- タクシーの運転手から障害者割引の制度利用について、「割引制度は使えない」等の嫌がらせを受けた。また、障害者割引の手続きについて、運転手のやりとりが迷惑・面倒そうな表情で、筆談ボードを放り投げるような態度で不快な対応を受けた。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」を禁止しています。併せて、「合理的配慮をしないこと」も差別として定めています。

合理的配慮とは？

障害者差別解消法では、合理的配慮とは、以下のように規定しています。

「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施にともなう負担が過度でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を行う。

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言います。それを行わないことは差別です。ただし、事業者にとって予算が莫大にかかる場合などは、合理的配慮を行わなくても差別にはなりません。

身の周りの様々な「社会的障壁」

障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁(バリア)となるようなもの一切です。

- ①物理的：利用しづらい道路・施設設備、公共交通機関（出入り口の段差、自動販売機の高さなど）
 - ②制度的：障害者が機会の均等を奪われている法令や制度など（署名への直筆を求める制度など）
 - ③慣行的：文化・情報面で障害者が入手しづらい方法による情報伝達など（字幕放送の有無など）
 - ④観念的：社会の中にある意識・心の壁、日常的に持たれる意識（偏見、蔑視した心無い言葉など）
- 困った様子を見かけたら積極的に声をかけ、理解・支援を深めましょう。

法律で対象としている「差別」とは …近所の人から差別的なイヤな事を言われました

障害者差別解消法が禁止しているのは役所や会社などからの差別です。個人の差別行為（考えや言動）はこの法律の対象にはなっていません。個人の発言や行動に対して罰する法ではありませんが、法の理念の周知啓発を通じて差別的な発言や行動が解消されていくことをめざしています。

	不当な差別の禁止	合理的配慮の提供
役所・公的機関	義務（禁止）	義務（不提供の禁止）
会社・お店など	義務（禁止）	努力義務（提供に努める）

障害を理由とした差別に対して、どうしたらいいのですか？



この法律に基づいて、国と自治体には差別解消の取り組みが義務付けられ、山梨県内に46名の障害者差別地域相談員が配置されています。「差別・不合理」と感じたことを話してください。障害者差別に関係する相談は、平成28年度43件、平成29年度54件、平成30年度64件ありました。

差別的な扱いや合理的配慮の提供の要望には、相手と真摯に建設的に話し合い、合意を図ることが大切です。そのために、障害者差別地域相談員が障害のある方の意見などを相手に伝え、双方の間に入り、事実確認や調整をし、理解を促す場合や県の差別解消推進員が広い立場から関係機関に働きかけを行う場合もあります。差別的扱いを受けた時、合理的配慮が必要な時は、障害者差別地域相談員まで連絡してください。



障害者地域相談員は、県のホームページに名簿を掲載しています。連絡先などは、市町村の障害福祉担当課でも確かめられます。

問合せ先：山梨県 障害福祉課(障害者差別解消推進員) TEL:055-223-1362, FAX:055-223-1485

共生社会の実現をめざして

ひとりひとりが心のバリアフリーを広げましょう！